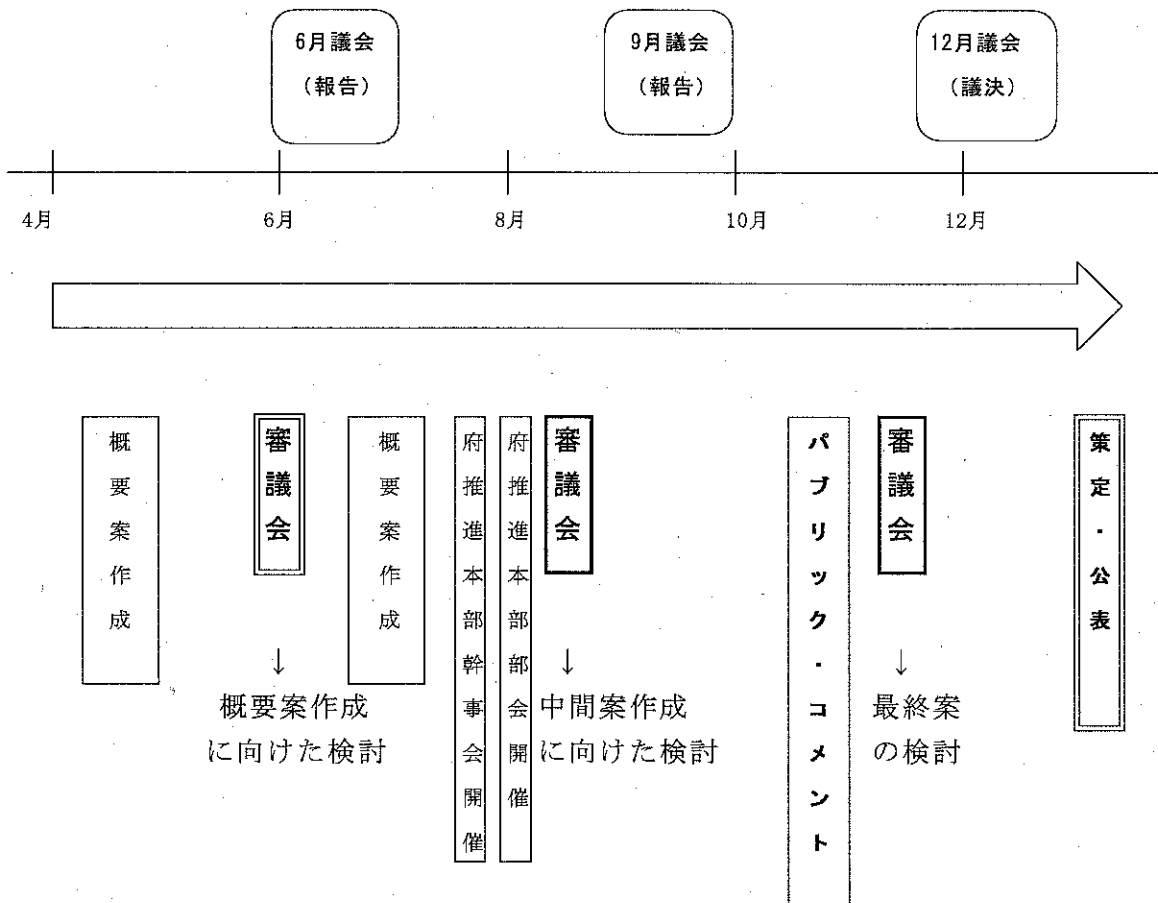


京都府食の安心・安全行動計画（平成25年度～27年度） の策定について

1 策定の趣旨

- ・「京都府食の安心・安全行動計画（平成22年度～24年度）」は平成24年度までの中期計画
- ・次期計画を、平成24年度中に京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要

2 策定スケジュール



(参考) 京都府食の安心・安全推進条例～抜粋

(食の安心・安全行動計画)

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

次期食の安心・安全行動計画（案）の概要について

論点1 現状・課題について追加・修正することはないか？

論点2 取組の展開について追加・修正することはないか？

京都府食の安心・安全推進条例に基づく 食の安心・安全行動計画（案）の概要について

【行動計画策定の趣旨】

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）第5条第1項の規定により、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めるものです。

平成19年度から平成21年度までの第1次、平成22年度から平成24年度までの第2次の各行動計画においては、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の構築・推進、残留農薬や添加物等を検査する食品衛生監視の強化、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションの実施など様々な取組を行っています。しかし、福島原発事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等生食に伴う食中毒事件、産地偽装の続発、情報の不足などにより、府民の食への不安は解消していない状況にあります。

こうした中、次期行動計画の策定に当たっては府民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、現行の行動計画の枠組を継承しつつ、平成25年度から平成27年度までの目標、施策等を明らかにします。

【行動計画の枠組】

○第1章 食を取り巻く現状及び課題

第2次行動計画に取り組む中で以下の①～③の課題があり、府民の食に対する安心感を高めるために京都府の更なる取組が必要です。

- ① 福島原発事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生
- ② ITなどによる情報の氾濫と信頼できる情報の不足が不安を拡大
- ③ 牛肉生食に伴う食中毒事件、うなぎ、米などにおける産地偽装の続発等

○第2章 計画の基本的な考え方

従来の取組を現状に応じて強化するとともに、新たな課題に対処するため放射性物質に対する食品安全管理体制の強化、食肉の生食リスク対策等を実施し、府民の食に対する安心感の向上を図ります。

○第3章 取組の展開

① 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心確保のため、流通食品・府内産農林水産物のモニタリング検査を継続するなど放射性物質に対する安全管理体制を強化するとともに、消費者への情報提供及び放射性物質の食品への影響について理解促進に努めます。

② 食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画

食の安心・安全に関する情報について、府民との共有を図り、府民参画を広げていくための施策の実施

例えば、ITやマスメディアなど多様な広報媒体を活用した府民目線での効果的な情報提供、消費者団体・事業者団体等との意見交換会の開催、食品表示を監視する食の安心・安全協働サポーターとの連携などがあります。

また、より分かりやすい府民への情報提供に努めるとともに、府民との双方向の情報交換の取組、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションの強化や、府民が食について学ぶ機会の充実とともに、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

③ 検査・指導・監視の強化

生産・製造された食品の安全性を担保するとともに流通食品の適正表示を徹底するための府による監視、指導、検査、相談等の実施

例えば、食品衛生に関する監視、指導やBSE、高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策などがあります。

また、食肉等の生食などリスクの高い食品に関する監視・指導、啓発の強化、食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等で科学的検査を強化して効果的に監視するなどの、取組を強化します。

④ 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で、安全性が向上されるような生産者・事業者を支援する施策の実施

例えば、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法を実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理向上と情報提供を行う事業者を拡大し、その取組を消費者にPRすることなどがあります。

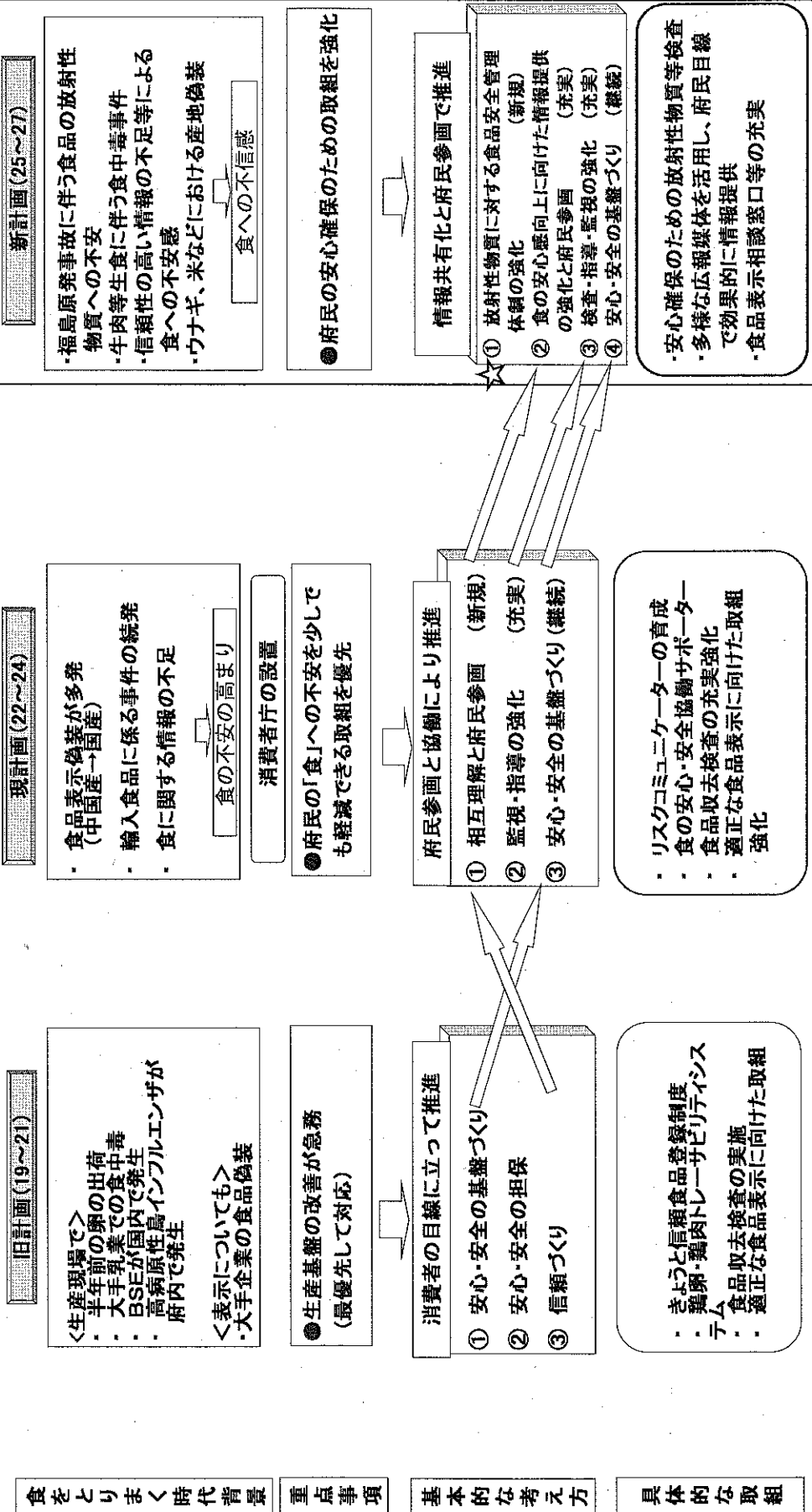
○第4章 行動計画の管理・公表

- ・ 食の安心・安全推進条例に基づいて、毎年、施策の実施状況の取りまとめ及び公表を実施

【平成22年度から平成24年度までの行動計画実施状況】

当初課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心の前提となる安全確保の充実 ・ 食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実 ・ 情報共有や相互理解の促進 ・ 府民の主体的な行動への支援
計画の目標
府民の食に対する安心感を高めます。
主な取組状況と成果
<p>【平成23年度数値目標の達成状況】</p> <p>○全39項目のうち100%以上達成35項目（90%）</p> <p>① 相互理解と府民参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーションの推進（目標10回） 消費者の関心の高いテーマで開催 （23年度5回：テーマ「放射性物質」、「牛肉の生食」等） ・ 消費者、生産者等との意見交換会（目標10回） 消費者、生産者等による食の安心・安全をテーマに府内各地で開催 （23年度6回：テーマ「安心・安全な地元食材の利用について」等） <p>② 監視・指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の流通段階における監視指導 （目標収去検体数：750検体、23年度実績：750検体） ・ 原産地表示等に係る指導・啓発 （目標：300店舗、23年度実績：300店舗） <p>③ 安心・安全の基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムを取り入れた店舗数 （目標：50店、23年度実績：76店） ・ 食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導 （目標：5,500件、23年度実績：5,400件）
課題
<p>① 相互理解と府民参画 府民の安心感向上のため、一層の情報共有化と府民参画の拡大が必要。</p> <p>② 監視・指導の強化 放射性物質、食肉等の生食リスク対策等新たな課題への取組強化が必要。</p> <p>③ 安心・安全の基盤づくり 安全性向上に向けた生産者・事業者の取組の一層の拡大と消費者へのPR等が必要。</p>

食の安心・安全行動計画の対比



大学生を対象とした食の安全・安心に関する意識調査および食の安心感向上のための施策の検討に関する研究

近年、食品の品質・安全に関わる事件・事故の多発もあって、食の安全に対する消費者や社会全体の関心が極めて高くなっている。食の安全の問題に関連して、消費者と行政・専門家との間で、安全に関する認識のギャップがあるのではないかといわれている。原因としては、食の安全に関する教育、消費者の理解の程度、行政や専門家の対応、マスコミによる影響などが考えられる。そこで、本研究では大学生を対象に、食の安全に不安を感じるか、認識のギャップを感じるか、その要因は何か等の意識調査を行った。

【成果】

- ・光華大と文教大において、「規則正しい食生活」、「栄養バランスのとれた食事」を心がけている学生は「食の安全」に不安を感じている傾向にあった。
- ・不安を感じている理由は「安全であるという根拠が疑わしい」の割合が高かった。
- ・不安を感じるようになったきっかけは「インターネット・テレビ・新聞・雑誌・本等」、「学校の授業や大学の講義等」の割合が高かった。
- ・食の安全のために注意していることは「新鮮かどうか」、「賞味期限・消費期限を確認する」および「産地はどこか」の割合が高く、食中毒や食品添加物に対しては低かった。
- ・食の安全に関する情報源は「テレビ」、「インターネット」の割合が半数以上を占め、次に「新聞・雑誌・本」の割合が高く、信頼できる情報源もマスメディアであった。
- ・約 60 %の学生が、食の安全に関して消費者と行政・専門家との間で認識のギャップを感じたことがあると答えた。
ギャップを感じた理由は「行政・専門家から発信される情報の説明がわかりにくいから」の割合が高く、次に「行政の不適切な対応が増えたから」、「行政・専門家から発信される情報が、消費者が求めている情報と異なっているから」が高かった。
- ・ギャップを縮小するために重要なことは「行政・専門家からのわかりやすい説明」の割合が高く、次に「マスメディアの役割」および「教育」となった。
- ・マスメディアの課題としては「正確な説明を行う」、効果的な教育としては「学校（小・中・高）教育」、わかりやすい説明の方法としては「リーフレットやパンフレット」の割合が高かった。

食の安心・安全に係る計画の状況(H23～作成都県)

Main data table with columns for region (e.g., 石川県, 三重県, 兵庫県, 東京都), year (e.g., H24年度), and various metrics like '取組' (initiatives), '単位' (units), and '目標' (goals).

石川県(H24年度)
①生産者から消費者までの食品の安全性の確保
②産地・加工・流通・販売段階における食の安全の確保
③消費者の意識向上
④消費者の不安を解消するための取組

三重県(H24年度)
①食品等の生産から販売に至るまでの監視・指
②消費者の不安を解消するための取組
③消費者の意識向上
④消費者の不安を解消するための取組

兵庫県(H24年度)
①食品の「安全を守る」
②食品の「安心を守る」
③食品の「健康を守る」
④食品の「安心・安全」に関する取組

東京都(H24年度)
①事業者の自主的衛生管理の推進
②消費者の不安を解消するための取組
③消費者の意識向上
④消費者の不安を解消するための取組

大阪府(H24年度)
①生産者から消費者までの「食」の安全性の確保
②消費者の不安を解消するための取組
③消費者の意識向上
④消費者の不安を解消するための取組

千葉県(H24年度)
①生産者から消費者までの「食」の安全性の確保
②消費者の不安を解消するための取組
③消費者の意識向上
④消費者の不安を解消するための取組